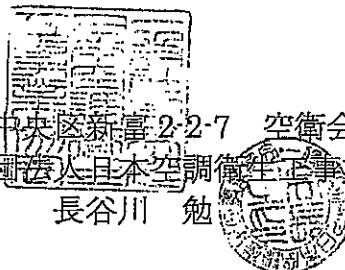


平成30年 9月10日

国土交通大臣
石井 啓一 殿

住 所 東京都中央区新富2-2-7 空衛会館3階
団体名 一般社団法人日本空調衛生事業協会
代表者 会長 長谷川 勉



誓 約 書

今般の登録基幹技能者講習の事務更新申請に関し、建設業法施行規則第十八条の三の三の規定に該当する者ではないことを誓約します。

(参考) 建設業法施行規則 第十八条の三の三

(欠格条項)

第十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十八条の三の十三の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であって、登録基幹技能者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの